

## (その他の事前協議申し入れ事項)

### 泊発電所における洗たく設備、洗浄排水処理系の設備 及びアスファルト固化装置の共用化について

泊発電所1、2号機及び3号機の、洗たく設備、洗浄排水処理系の設備及びアスファルト固化装置の共用化についても、あわせて北海道並びに泊村、共和町、岩内町、神恵内村へ「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」(安全協定)に基づく事前協議の申し入れを行いました。

#### 1. 実施理由

1、2号機及び3号機の保守運営に伴い発生する洗たく物(衣服、軍手等。以下同じ。)の洗たく処理を効率的に行う観点から、1、2号機共用の洗たく設備、洗浄排水処理系の設備及びアスファルト固化装置と、3号機の洗たく設備及び洗浄排水処理系の設備を、1、2号機及び3号機の共用とします。

#### 2. 実施概要

必要に応じ、1、2号機の保守運営に伴い発生する洗たく物を3号機の洗たく設備でも、3号機の保守運営に伴い発生する洗たく物を1、2号機の洗たく設備でも洗たく処理します。

#### 3. 実施予定時期

3号機運転開始時

#### 4. 安全性

1、2号機と3号機間の洗たく物の運搬にあたっては、環境への影響がないように放射性物質による汚染がないことを確認した後、ビニール袋等に入れて移送します。

洗たく排水を処理したあとの透過水(1、2号機での処理水)及び蒸留水(3号機での処理水)は、それぞれタンクに貯め、法令等を遵守していることを確認した後、海へ放出します。

また、濃縮廃液については、アスファルト固化又は焼却処理した後にドラム缶詰めし、固体廃棄物貯蔵庫に保管することから環境への影響はありません。

以 上